

令和3年第8回

海老名市農業委員会定例総会議事録

日 時 令和3年8月26日
13時30分～14時5分

会 場 海老名市役所議員全員協議会室

令和3年第8回海老名市農業委員会定例総会

令和3年8月26日「令和3年第8回海老名市農業委員会定例総会」を議員全員協議会室に招集した。招集委員は14名、応召委員は12名で次のとおりである。

1番 深澤 伸治 2番 宮基 功 3番 清水 澄雄 4番 松島 淳一
5番 鈴木 守 6番 小島 富士男 7番 波多野 寛 8番 市川 和美
10番 新戸 和夫 11番 守屋 福夫 12番 金指 満 13番 二見 務

また、出席した農地利用最適化推進委員は6名で次のとおりである。

15番 井上 勝 16番 鈴木 信一 17番 尾上 富夫 18番 小松 佐一
19番 猪熊 克行 20番 齋藤 孝一

事務局の出席は次のとおりである。

事務局長 中山 康一、主幹兼係長 草薙 砂織、主査 加藤 友彦

会議事項は次のとおりである。

- 日程第1 議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第2 議案第43号 引き続き農業を行っている旨の証明について
- 日程第3 議案第44号 引き続き農業を行っている旨の証明について（報告）
- 日程第4 議案第45号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について
- 日程第5 議案第46号 農用地利用集積計画（案）について

審議事項は次のとおりである。

- (1) 農地の使用貸借権の解約について
- (2) 農地転用届出による専決処分について
- (3) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

会長が開会を宣言した。（開会の時間：午後1時30分）

【議長】 ただいまの出席委員は、12名でございます。農地利用最適化推進委員6名が出席していただいております。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

類は、所有権の移転、目的は、経営規模拡大です。現地の案内図及び写真につきましても、資料1となっております。

【議長】 それでは、地区委員の意見をお伺いいたします。

【6番委員】 この田んぼは、永池川の河川改修に伴いまして収用された田んぼの残地であります。幅が約5メートルちょっとという非常に耕作しにくい幅で残った田んぼです。一連、ずっとこういうふうに残るわけですが、この田んぼについては、隣地の方との話し合いがまとまって買い取っていただくということで、一番いい解決ができたというふうに思います。そのようなわけで、特に問題はないと思います。

【議長】 それでは、事務局から詳細説明をお願いいたします。

【主査】 ■■さんの農家世帯としての状況ですが、■■■■さん、夫の■■さん、息子さんの■■さん、お母様の■■■さんの4人が農業従事者だそうです。経営主につきましては、令和3年の農家台帳では、■■■さんになっております。お母様です。農業への従事状況に関してですが、■■さんの農業経験年数は30年、農業従事日数は250日、夫の■■さんの農業経験年数は20年、従事日数は60日、息子さんの■■さんの農業経験年数は5年、農業従事日数につきましては30日、お母様の■■■さんの農業経験年数は65年、農業従事日数は250日だそうです。■■さん世帯の現在の農業経営面積は、自作地は田が■■■■■平米、畑が■■■■■平米、合計、■■■■■平米で、下限面積であります30アールを超えております。機械につきましては、トラクター1台、耕運機1台、軽トラック等を所有しております。今回は、河川改修工事で細く残った農地を隣の■■さんが購入するという形でございますし、機械の面、労働力の面、技術の面を見ても、譲受人として特に問題ないと思われます。そのほか、許可をすることができない場合が定められております農地法第3条第2項各号に該当する項目はございません。この案件に関して、特に問題ないと思われます。

【議長】 それでは、現地調査班の意見をお伺いいたします。18番委員。

【18番委員】 昨日、第1班で現地調査を行いました。現況は水田として、資料1のように適正に耕作されておりましたので、問題ありません。

- 【議長】 それでは、受付番号10について、質疑のある方。
(「なし」の声あり)
- 【議長】 ないようですので、意見のある方。
(「なし」の声あり)
- 【議長】 ないようですので、受付番号10について、採決をさせていただきます。
賛成の方の挙手を求めます。
(挙手)
- 【議長】 挙手全員であります。よって、許可相当とさせていただきます。
次に、議案書7ページ、日程第2、議案第43号 引き続き農業を行っている旨の証明についてを議題といたします。
受付番号21について、事務局から提案説明をお願いいたします。
- 【主査】 受付番号21、被相続人は、座間市栗原■■■■■■■■、■■■■■■、相続人は、座間市栗原■■■■■■■■、■■■■■■、引き続き農業を行っている期間は、平成30年8月28日から令和3年8月26日までです。特例農地等の明細でございますが、上今泉字■■■■■■■■■■、現況地目、田、登記簿地目、田、農振農用地区域内、■■■■平米でございます。こちらにつきましては、事務局で8月11日に現地調査をしたところ、農地として適正に管理されておりましたので、特に問題ないと思われま
- 【議長】 それでは、受付番号21について、質疑のある方。
(「なし」の声あり)
- 【議長】 ないようですので、意見のある方。
(「なし」の声あり)
- 【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号21について、採決をさせていただきます。
賛成の方の挙手を求めます。
(挙手)
- 【議長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。
次に、議案書8ページ、日程第3、議案第44号 引き続き農業を行っている旨の証明について(報告)を議題といたします。

本案は、専決処分で引き続き証明書を発行したことについて報告し、了承を求めるものであります。

8ページから9ページの受付番号19と、10ページの受付番号20について、事務局から一括して説明をお願いいたします

【主 査】 まず、今回、報告とさせていただいております2件につきましてですが、■■■さんにつきましては、申請時点で税務署への提出期限が既に過ぎておりまして、また、■■さんにつきましては、8月16日が提出期限ということで、総会承認後の発行では間に合わないという状態になっておりましたので、この2件につきましては、先に現地確認をさせていただきまして、事務局より証明を専決で発行させていただきました。

それでは、受付番号19、被相続人は、本郷■■■■■■、■■■■■■、相続人は、本郷■■■■■■、■■■■■■、引き続き農業を行っている期間は、平成30年8月28日から令和3年8月3日までです。特例農地等の明細でございますが、本郷字■■■■■■■■■■、現況地目、畑、登記簿地目、畑、農業振興地域内、■■■■平米、ほか■■筆、議案書のとおりでございます、合計、■■■■■■■■■■平米でございます。こちら、事務局で8月11日に現地調査を行いました、農地として適正に管理されておりました。

続きまして、受付番号20番、被相続人は、社家■■■■、■■■■、相続人は、社家■■■■、■■■■■■、引き続き農業を行っている期間は、平成30年6月26日から令和3年8月2日までです。特例農地等の明細でございますが、社家字■■■■■■■■■■、現況地目、畑、登記簿地目、畑、生産緑地、■■■■平米、ほか■■筆、議案書のとおりでございます、合計、■■■■■■平米でございます。こちら事務局で8月11日に現地調査をいたしましたところ、農地として適正に管理されておりましたので、特に問題ございませんでした。

【議 長】 それでは、受付番号19と受付番号20について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 ないようですので、受付番号19と受付番号20の専決処分については了承としたいと思います、ご異議ございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしと認めます。よって、了承とさせていただきます。

次に、議案書 11 ページ、日程第 4、議案第 45 号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認についてを議題といたします。

受付番号 4 について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主査】 受付番号 4、相続人は、上郷■■■■■■■■■■、■■■■■■、相続人開始年月日が、平成 13 年 5 月 30 日、特例農地等の明細につきましては、上郷字■■■■■■■■■■、現況地目、田、登記簿地目、田、■■■■平米、ほか■筆、議案書のとおりでございます。こちらの■筆は、市街化調整区域内の農地となります。これらの農地につきまして、事務局で 8 月 11 日に現地調査をいたしました。全て農地として適正に管理されておりました。この件につきましては、問題ないと思われま。

【議長】 それでは、受付番号 4 について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号 4 について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

次に、議案書 12 ページ、日程第 5、議案第 46 号 農用地利用集積計画(案)について「貸し借り」を議題といたします。

受付番号 25 と 26 ですが、借り手が同一の人物ですので、事務局から一括して提案説明をお願いいたします。

【主幹兼係長】 農業経営基盤強化促進法に基づく農地の貸し借りについて、当事者より申出がありましたので、農用地利用集積計画(案)を上程します。この審議を経て、海老名市に対し、計画(案)を送付し、農用地利用集積計画を定めるよう要請します。海老名市は、それに基づき、農用地利用集積計画を作成し、その公告があったときに権利の設定の効果が生じます。海

老名市では、貸し借りの期間につきまして、便宜上、全ての終期を12月末としています。

受付番号25、借り手は、上郷■■■■■■■■■■、■■■■■■、貸し手は、大谷北■■■■■■■■■■、■■■■■■、貸し借りする農地は、大谷■■■■■■■■■■、現況地目、畑、■■■■平米です。貸し借りの種類は、使用貸借権の設定、利用目的は、普通畑、貸し借りの期間は、令和3年9月1日から令和5年12月31日までの3年間です。農用地区域内1件の新規の計画です。

引き続き、受付番号26、借り手は、受付番号25と同じく、■■■■■■■■■■、貸し手は、厚木市栄町■■■■■■■■■■、■■■■■■、貸し借りする農地は、大谷字■■■■■■■■■■、現況地目、畑、■■■■平米です。貸し借りの種類は、使用貸借権の設定、利用目的は、普通畑、貸し借りの期間は、令和3年9月1日から令和5年12月31日までの3年間です。農用地区域内1件の新規の計画です。

この件につきまして、8月11日に事務局で現地確認をしたところ、現地は農地として管理されていました。借り手は農家で、農用地利用集積計画の法定要件が定められている農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、特に問題ないと思われます。

【議長】 それでは、受付番号25と26について、一括して質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、一括で意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、個別に採決をさせていただきます。

初めに、受付番号25について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、受付番号25は了承とさせていただきます。

続きまして、受付番号26について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、受付番号26も了承とさせていただきます。

続きまして、受付番号27と28ですが、農地中間管理機構を介する貸し借りですので、事務局から一括して提案説明をお願いいたします。

【主幹兼係長】 受付番号27及び28は、農地中間管理機構を通しての農地の貸し借りになります。農地の所有者が自身で耕作できない場合などは、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積のほか、農地中間管理事業の推進に係る法律により、農地を中間管理機構に貸し付け、農地中間管理機構、以下、機構と省略させていただきますが、機構がその農地規模を拡大したい方や、新しく農業を始めたい方などに貸し付ける農地中間管理事業という仕組みがございます。機構とは、農地中間管理事業推進に関する法律により、都道府県に1つ設置されるもので、神奈川県では公益社団法人神奈川県農業公社が県知事により指定されております。特に農地をまとまった形で集約化して担い手へ貸し付けすることで、次のようなメリットがあるとうたわれております。貸す側のメリットとしましては、賃料が機構から確実に支払われること、借り手が決まるまでは機構を農地が管理していることなどが挙げられております。借り手側のメリットとしては、機構との契約だけで済むために、複数の貸し手がいた場合でも、賃料を機構に払うだけで、まとまった農地を拡充することができる場合があり、農作業の効率化により、生産性が向上することが挙げられております。以上、農地中間管理事業の仕組みの概要でございます。

今回、この仕組みを使って貸し借りをしたいという集積計画の提案が市長に対してございました。この集積計画は、貸し手と機構との計画と機構と借り手の計画が一括されたものでございます。農業委員会としては、通常の農地利用集積計画と同様に、決定するかどうかをご審議いただき、ご決定いただければ、貸し手、機構、借り手に至るまでの集積、配分が一括して権利設定されるものでございます。

それでは、受付番号27及び28についてですが、神奈川県農業公社を通じての借り手は、大谷南■■■■■■■■■■、■■■■■、貸し手は、大谷南■■■■■■■■■■、■■■■■、貸し借りする農地は、大谷字■■■■

■■■■■、現況地目、田、■■■平米、■筆、議案書のとおりでございます。貸し借りの種類は、使用貸借権の設定、利用目的は、水田、貸し借りの期間は、令和3年9月1日から令和6年12月31日までの4年間になります。農用地区域内1件の新規の計画になります。農用地利用集積計画の法定要件が農業経営基盤強化促進法第18条第3項では、借り手の要件として、耕作または養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作または養畜の事業を行うと認められていることなどが挙げられておりますが、農地中間管理機構が農地中間管理事業の実施によって利用権の設計を受ける場合にはこの限りではないとされておりますので、この件については特に問題ないと思われま。

【議長】 それでは、受付番号27と28について、一括して質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、一括して意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、採決をさせていただきます。

農地中間管理機構に介する貸し借りですので、受付番号27と28を一括して採決させていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、了承とさせていただきます。

続きまして、議案書13ページ、受付番号29と30ですが、19番委員が、配偶者の■■氏の案件まで含めて、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限に該当いたしますので、審議終了まで退席をお願いいたします。

暫時休憩といたします。

(休憩)

(19番委員退席)

【議長】 それでは、再開いたします。

受付番号29と30ですが、借り手が同一法人ですので、事務局から一

括して提案説明をお願いいたします。

【主幹兼係長】 受付番号29、借り手は、秦野市弥生町■■■■■■■■、■■■■■■■■
■■合同会社、代表社員■■■■■■、貸し手は、本郷■■■■■■■■■■、■■■■■■■■
■■、貸し借りする農地は、本郷字■■■■■■■■■■■■■■■■、現況地目、畑、■■
■■■平米です。貸し借りの種類は、使用貸借権の設定、利用目的は、普通
畑、貸し借りの期間は、令和3年9月1日から令和5年12月31日ま
での3年間、農業振興地域内1件の新規の計画です。

引き続き、受付番号30、借り手は、受付番号29と同じく、■■■■■■■■
■■■■合同会社、代表社員■■■■■■、貸し手は、本郷■■■■■■■■■■、■■■■■■■■
■■、貸し借りする農地は、本郷字■■■■■■■■■■■■■■■■、現況地目、畑、■■
■■■平米、貸し借りの期間は、令和3年9月1日から令和5年12月31
日までの3年間です。農業振興地域内1件の新規の計画です。

この案件につきまして、8月11日に事務局で現地確認をしたところ、
現地は農地として管理されていました。また、借り手は農家で、農用地集
積計画法定要件が定められている農業経営基盤強化促進法第18条第3項
の各要件を満たしており、特に問題ないと思われます。

【議長】 それでは、受付番号29と30について、一括して質疑をお受けいた
します。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、一括して意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、個別に採決をさせていただきます。

初めに、受付番号29について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議長】 挙手全員であります。よって、受付番号29は了承とさせていただきます。

続きまして、受付番号30について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議長】 挙手全員であります。よって、受付番号30も了承とさせていただきます。

されていることを確認いたしましたので、特に問題ないと思われま

【事務局長】 補足をさせていただきます。先ほど議案書12ページでご審議いただきました受付番号25、26なのですが、貸し手が■■■■さんと■■■■さんにそれぞれなっております。今回、報告をさせていただく解約の受付番号4、5については、座間市の■■さんとの貸し借りを■■■さんと■■■さんが解除したということで、審議の順番が、利用集積のほうが都合で先になっていますけれども、ここで解約をして、利用集積計画の受付番号25、26で、今度は■■■さんに利用集積をつけたという形でご理解をいただければと思います。

【議長】 それでは、受付番号5について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、受付番号5については、了承としたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしと認めます。よって、了承とさせていただきます。

次に、議案書15ページ、(2)農地転用届出による専決処分についてを案件といたします。

15ページから16ページ、農地法第4条の受付番号28から35の8件、17ページから18ページ、農地法第5条の受付番号29から34の6件、合わせて14件について、事務局から一括して説明をお願いいたします。

【主幹兼係長】 農地を転用する場合、転用目的で権利を設定、移転する場合には、原則として県知事の許可を受けなければならない旨、規定されていますが、市街化区域内の農地をあらかじめ農業委員会に届け出て転用する場合には、許可を要しないこととなっています。それを定めているのが農地法第4条第1項第8号と農地法第5条第1項第7号です。

議案書15ページをご覧ください。農地法第4条第1項第8号の規定による届出です。届出期間につきましては、令和3年7月1日から7月31日までの間に届出がされたものです。受付番号28から35の8件で、田、0平米、畑、2,430平米、合計、2,430平米です。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、受付番号9については了承としたいと思います
が、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしということでございますので、了承とさせていただきます。
続きまして、議案書20ページ、受付番号10について、事務局から説明
をお願いいたします。

【主幹兼係長】 受付番号10、権利を取得した者は、厚木市三田■■■■■■■■■■
■■■■■■、■■■■■■、権利を取得した日は、平成26年4月23日、権利
を取得した事由は、相続、取得した権利は、所有権、農業委員会によるあ
っせん等の希望は、あります。届出に係わる土地の所在ですが、上今泉字
■■■■■■■■■■、現況地目、田、登記簿地目、田、■■■■平米、ほか■
筆、合計、■■■■■■■■平米、農業委員会によるあっせん等の希望はありと
なっておりますが、こちらの■筆は、以前より相対の耕作者がおり、双方
により、これを機に利用集積を行う旨の取り交わしができているとのこと
ですので、問題はないものと考えております。以上、議案書のとおりでござ
います。

【議長】 それでは、受付番号10について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、受付番号10については了承としたいと思います
が、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしということでございますので、了承とさせていただきます。
次に、7. その他について、委員の皆様から何かございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【議長】 その他については2時5分から行いたいと思います。よろしくお願
いいたします。